

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
1	大分市	<p>■大分市老朽危険空き家等除却促進事業</p> <p>【対象者】建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者で法人を除く。</p> <p>補助金の額は、除却に要する補助対象経費の1/2以内の額または、市の定める額のいずれか小さい額とし、1つの敷地に関して100万円を限度とする予算の範囲内で行うもの。</p>	住宅課 097-585-6012
2	別府市	<p>■別府市老朽危険空き家等除却推進事業</p> <p>【対象者】所有者その他これを管理すべき者（法人を除く。）</p> <p>【補助率】除却費用の1/2（上限50万円）</p> <p>【補助要件】</p> <p>①市内に存し、補助対象者が所有し、又は管理していること</p> <p>②所有権以外の権利が設定されていないこと。</p> <p>③補助対象物件が存する敷地を補助対象物件が存することを知った上で売買等（相続を除く。）により譲り受けた者が所有するものでないこと。</p> <p>④別府市空家等対策条例（平成27年別府市条例第47号）第13条の規定により公表されたものでないこと。</p> <p>※対象物件については、事前審査申請書により審査を受ける必要があります。</p>	都市計画課 0977-21-2570

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
3	中津市	<p>■中津市危険空家等除却事業</p> <p>【補助対象者】 補助対象建物の所有者もしくは相続関係者。</p> <p>【補助率】 除却費用の1/2 (上限50万円)</p> <p>【補助要件】</p> <p>①市内に所在し、かつ、補助対象者が所有しているもの</p> <p>②敷地内の補助対象物件全てを除去する工事であること</p> <p>③所有権以外の権利の設定されていないもの</p> <p>※対象物件については、事前審査申請書により審査を受ける必要があります。</p>	<p>まちづくり推進課</p> <p>0979-62-9032</p>
4	日田市	<p>■日田市危険空家等除却事業</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険空家等の所有者その他これを管理すべき者(法人は除く) ・危険空家等の所有者その他これを管理すべき者から除却について同意を得た者 <p>【補助額】</p> <p>除却に要する補助対象経費の1/2 (上限100万円)</p> <p>※除却費用の8/10を補助対象経費とする</p> <p>※その他の要件の詳細については、日田市担当窓口までお問合せ下さい。</p>	<p>建築住宅課</p> <p>0973-22-8226</p>

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
5	佐伯市	<p>■佐伯市老朽危険空き家除却促進事業</p> <p>【対象者】 補助対象空き家の所有者等（相続人を含む）又は所有者等から同意を得た者</p> <p>【補助額】 除却に要する補助対象経費の1/2（上限50万円、ただし離島は60万円～90万円） ※除却費用の8/10を補助対象経費とする</p>	<p>コミュニティ創生課移住・定住推進係 0972-22-3033</p>
6	臼杵市	<p>■臼杵市老朽危険空家等除去促進事業補助金</p> <p>【対象者】老朽危険空家等の所有者又はその相続関係者</p> <p>【補助額】補助対象事業費（老朽危険空家等の除却費用に8/10を乗じて得た額）の1/2（上限50万円）</p> <p>【主な条件】以下のすべてを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として居住の用に供していた木造の空き家 ・市が調査を行い老朽危険空家等と判定したもの ・市内事業者が工事を行うこと 	<p>都市デザイン課 0972-86-2711</p>
7	津久見市	<p>■津久見市危険空き家等除却事業補助金</p> <p>【対象者】 補助対象空き家の所有者等（相続人を含む）又は所有者等から同意を得た者</p> <p>【補助額】 除却に要する補助対象経費の1/2（上限50万円）※除却費用の8/10を補助対象経費とする</p>	<p>まちづくり課 0972-82-9515</p>

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
8	竹田市	<p>■竹田市老朽危険空き家等除却促進事業</p> <p>【対象者】所有者等</p> <p>補助対象経費の1/2(上限50万円)</p>	<p>総務課</p> <p>0974-63-1111</p> <p>(内213)</p>
	豊後高田市	<p>■豊後高田市危険空き家除却費補助金</p> <p>補助対象経費の2/3(上限50万円)</p> <p>※除却費用の8/10を補助対象</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納のない者 ・補助対象建築物の所有者(相続人含む) <p>又は所有者(相続人含む)の同意を受けた者</p>	<p>都市建築課</p> <p>0978-25-6274</p> <p>(内5402)</p>
10	杵築市	(この事業は廃止されています)	
11	宇佐市	<p>■老朽危険家屋等除却促進事業</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者又はその相続関係者、その他これを管理すべき者(所有者等) ・所有者等の同意を得た者 <p>【補助額】</p> <p>解体撤去費用の1/2(上限50万円)</p>	<p>建築住宅課</p> <p>0978-27-8182</p> <p>(直通)</p>

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
12	豊後大野市	<p>■豊後大野市老朽危険空き家等除却促進事業</p> <p>【対象者】 補助対象空き家の所有者等（法人を除く）</p> <p>【補助額】 除却に要する補助対象経費の1/2（上限50万円） ※除却費用の8/10を補助対象経費とする</p>	<p>建設課 0974-22-1001 (内2363)</p>

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
13	由布市	<p>■由布市老朽危険空き家等除去推進事業</p> <p>【対象者】対象空き家の所有者、又はその相続関係者（法人は対象外）</p> <p>【補助額】除却に要する補助対象経費の2分の1以内の額、または市の定める額のいずれか小さい額（上限額50万円）</p> <p>※その他の要件の詳細については、由布市担当窓口までお問合せ下さい。</p>	<p>建設課</p> <p>097-582-1273</p>
14	国東市	/	
15	姫島村	<p>■姫島村老朽危険家屋等除却促進事業</p> <p>【対象者】建築物の所有者もしくは所有者の相続関係者</p> <p>【補助額】除去費用の1/2（上限100万円）</p>	<p>建設課</p> <p>0978-87-2283</p>
16	日出町	<p>■日出町老朽危険空家等除却事業</p> <p>【対象者】所有者等</p> <p>補助対象経費の1/2（上限50万円）</p>	<p>都市建設課 建築係</p> <p>0977-73-3172</p>

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家の解体支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
17	九重町		
18	玖珠町		

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。